

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和7年10月9日答申分**

## **○答申の概要**

**(1) 年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**国 民 年 金 関 係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2500258 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500026 号

## 第1 結論

昭和 55 年＊月から昭和 59 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年＊月から昭和 59 年 3 月まで

私の両親は、学生であった私の国民年金の加入手続を行い、父親が請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

請求期間が国民年金の未加入期間となっており、国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の両親が請求者に係る国民年金の加入手続を行い、父親が請求期間の国民年金保険料を納付していた旨主張しているところ、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行ってくれたとする請求者の両親は既に亡くなっていることから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求者はこれまで交付された年金手帳は 2 冊と回答し、国民年金記号番号（以下「国民年金番号」という。）が記載された年金手帳と厚生年金保険記号番号が記載された年金手帳を提出しているところ、国民年金番号「＊」が記載されている年金手帳の初めて国民年金の被保険者となった日は「昭和 63 年 11 月 3 日」とされ、オンライン記録における国民年金の被保険者資格取得日と一致しており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求期間は国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金番号のほかに、請求期間当時、国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間当時に住民登録していたとするA市は、当該期間当時の国民年金に係る資料は保存期間経過のため保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。